

2022年第1回定例会一般質問

2022年2月25日

岩永 やす代

●子どもの権利について

「こども基本条例」が制定されて約1年。知事はチルドレンファーストを掲げ、2022年度予算で子ども施策を推進している。その司令塔となる「子ども政策連携室」が新設されるが、組織設置の意義について知事の見解を伺う。……………Q1

A1:子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、すべての子どもの笑顔を育む社会の実現に向け、取り組まなければならない。こうした思いから、「子供政策連携室」を設置し、都政の政策全般を子ども目線で捉えなおし、総合的に政策を推進する体制を構築。新たな組織を中核として、各局が連携し、子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に向き合い、子ども政策を展開。

条例にある子どもの権利の理念を社会全体に広め共有することが重要。普及啓発のため、条例の内容を伝えるリーフレットを、年代別に3つのパターンで作成し配布するとのこと。

保護者や学校の教職員をはじめ、子どもにかかわる大人が子どもの権利を理解し、子どもの権利をまもる行動ができるような周知啓発が大切だが、どのように取り組むのか伺う。……………Q2

A2:子どもがあらゆる場面で社会の一員として尊重され、健やかに育つ環境を整備するためには、子どもの権利に関する都民の理解を醸成することが重要である。都は、来年度、子どもの意見も取り入れながら、条例の内容をわかりやすく伝えるリーフレットを作成し、区市町村とも連携しながら、さまざまな機会をとらえ、保護者をはじめ、子どもに関わる関係者等に配布していく。

不登校や、入院しているなど、学校につながっていない子どももいる。また、すべての子どもたちにわかるように、やさしい日本語でわかりやすい表現や、伝え方の工夫が必要だ。外国にルーツのある子どもや、障がいのある子どもも含めて、すべての子どもに伝えるために、どのように取り組むのか伺う。……………Q3

A3:条例の普及啓発リーフレットの作成に当たっては、年齢や発達段階に応じ、子どもたちにわかりやすい内容構成となるよう検討する。また、外国語を母語とする子どもたちも条例の内容を理解できるよう、多言語で作成する。子どもたちに十分行き渡るよう、教育部門や区市町村等と連携しながら、さまざまな機会をとらえて配布していく。

子どもシンポジウム・ティーンズアクション東京2021では、中・高生が具体的な調査に基づき、子ども目線、当事者目線から政策提案が行われた。発表の様子はYoutubeでも動画配信されているが、再生回数が少ないため、SNSも活用し、子どもや若者を含めて多くの人に見てもらえるよう、工夫が必要である。

発表された提案を、施策に取り入れて初めて子ども参加・子どもの意見表明を保障することになる。今後、どのように都の施策に反映させていくのか伺う。……………Q4

A4:都は、子どもが意見を表明し、都の施策に反映する機会として、昨年11月、こどもシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、放課後の居場所や未来のまちづくりなど、子ども・子育て施策に関わる5つのテーマについて、参加した中高生からさまざまな意見が発表された。これらの提案は、先日開催した東京都子ども・子育て会議に報告しており、今後、関係部局と対応を検討し、子どもたちにフィードバックする予定である。

子どもの参加・意見表明を、学校生活の中でどのように実践していくかが問われている。ブラック校則が社会問題化しているが、生徒自身が声を上げ校則を見なおす動きが広がっている。これをチャンスととらえ、生徒会で生徒同士が議論し、さらに教員との対話を経て自分たちのルールを決定していくことが大切である。これが主権者教育にも資するものだ。

学校運営において、校則など身近な問題を子どもたちとともに考えるという視点で、生徒の参加と意見表明を促すべきと考えるが、都教育委員会の見解を伺う。……………Q5

A5:生徒の主体性を育むため、一人一人の考えを尊重し、意見をまとめる話し合いが重要。生徒が校則など、身近な学校生活上の課題等について、解決に向けた提案と実践。都立高校の取り組みの充実を図っていく。

子どもの権利を根付かせるためには、子ども自身が声をあげられるようにしたり、子どもの声を代弁するなど「子どもアドボカシー」の取り組みが必要。特に社会的養護のもとに育つ子どもたちには、自己決定権や意見を表明する権利があることを伝えるために「子供の権利ノート」が配られている。その中に入っている相談のはがきや、困りごと相談用紙から子供の権利擁護専門員に直接相談できることになっているが、その利用実績は対象者約1万人のうち、2018年度は16人、19年度は24人、20年度は15人と少ないのが実態である。児童養護施設こそ、子どもたちに権利を知らせていくことが重要だ。

子どもの意見表明を引き出す活動を広げる必要があると考えるが、相談の状況と今後の取り組みを伺う。……………Q6

A6:都は、子どもの権利の向上等を図るため、子どもの権利擁護専門相談事業において、いじめ、虐待、体罰などさまざまな悩みや訴えを受け付けている。お話の児童相談所がかかわる子どもの意見表明を支援する方策については、昨年11月、東京都児童福祉審議会に設置した専門部会で検討している。この専門部会では、本事業を含め既存の取り組みの有効性を高める方策を検討するほか、いわゆる子どもアドボケイトなど、子どもの意見表明を支援する新たなしくみのあり方も議論していく。

新年度予算に市区町村の権利擁護の取り組み支援が盛り込まれた。子どもの権利擁護・権利救済のしくみは、市区町村だけでなく東京都にも必要である。広域で運用する児童養護施設をはじめ、私立学校、困難事例への対応とともに、提言・勧告機能を持つ「子どもコミッショナー」の制度化を強く要望する。

児童養護施設などを巣立った若者が、学業や仕事と生活を両立しながら社会的自立に向けて安定した生活を継続することは困難な実態がある。

こうした若者が住まいの確保をはじめ安定した生活を送れるよう、アフターケアを一層強化すべきと考えるが、見解を伺う。……………Q7

A7:児童養護施設退所者等いわゆるケアリーバーへの支援についてであるが、都は、退所後の自立生活を支援するため、生活費などを貸与する国の貸付制度に加え、就職や就学の際に必要な支度金について、独自に貸し付けを実施している。また、NPO等と連携し、ケアリーバーが気軽に集まって交流でき、専任のスタッフに生活や就労上の悩みを相談できるふらっとホーム事業を実施している。来年度は、国の事業の対象とならない退所者等へのアフターケアを強化するため、18歳で措置解除となった方にアパート等を借り上げる施設等に対し、必要な経費を独自に支援していく。

●在宅支援について

コロナウイルス感染症が拡大し、オミクロン株の第6波では自宅療養者が9万人を超えている。医療や介護の従事者にも感染が広がり、人手不足に拍車がかかり、介護を必要とする人たちの在宅生活も厳しくなっている。これまで施設に比べて、訪問介護へのコロナ対策は遅れていた。

要介護者の在宅での生活を支える訪問介護事業所への支援を行っていくべきと考えるが、見解を伺う。……………Q8

A8:訪問介護事業所について、利用者や職員に新型コロナの陽性者や濃厚接触者が発生した場合でもサービスを継続できるよう、消毒液の購入や割り増し手当等のかかり増し経費を補助。高齢者施設等に実施してきた集中的・定期的検査を、今月から訪問介護事業所等にも拡大するほか、ワクチンの追加接種を加速化するため、都の大規模接種会場で介護職員等への接種を実施。訪問介護事業所等が、コロナ禍でも安定的にサービスを提供できるよう支援。

住み慣れた家で暮らし続けるために、訪問介護・看護、在宅医療の充実を求めてきた。生活者ネットワークは2020年に、ケアラー支援について調査を行った。調査では、親の介護、老々介護、障がいのある子どもの介護、ヤングケアラーや若者ケアラー、子育ても含むダブルケアや多重ケアなどさまざまなケアの実態、孤立して、しんどさを抱える状況が見えた。ケアについて気軽に話せる地域での居場所や、ケアラー自身の社会参加の場があることが生活の満足感を高めており、「ケアの社会化」の必要性が明確になった。

ケアラー支援は身近な自治体が担っているが、東京都は、広域行政として自治体の取り組みを応援するために「ケアラー支援条例」を制定すべきと考えるが、見解を伺う。…Q9

A9:これまで主に家族が担ってきた高齢者や障がい者の介護を、社会全体で支えあうという介護保険法や障害者総合支援法の理念を踏まえ、都は、高齢者保健福祉計画や障がい者・障がい児施策推進計画を策定し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな施策を実施。ケアラー支援としては、レスパイトに有効なショートステイなどの介護サービス基盤の整備を推進するほか、ケアラーの交流会開催など、地域の実情に応じた独自の取り組みを行う区市町村を包括補助で支援。今後とも、こうした取り組みを着実に進め、在宅で介護を行っている家族を支援。

●ソーシャルファームについて

昨年認証が始まったソーシャルファーム事業に生活者ネットワークは期待し注目している。

先日、荒川区にあるソーシャルファーム認証事業所を視察する機会を得た。その事業所は、リサイクルを中心に、家電や家具・衣類などを修理・点検し、販売している。高齢者や外国人も安心して買い物でき、ともに働く場が地域の居場所にもなっている。

就労困難者の認定について、都は、「ソーシャルファームの認証に関する指針」に加え、専門家などで組織する認証審査会において配慮すべき認証基準に適合していることを確認の上、総合的に審査を行っている。しかし、就労困難者の認定は個別の判断となるため、具体的にどのような人が就労困難者になるのか、その認定要件の事前の説明が欲しいとの要望をいただいた。

そこで都は、ソーシャルファーム事業における就労困難者の認定要件について、どのように事業者にも周知・説明をしているのか伺う。……………Q10

A10:都は、ソーシャルファームの設立に関心のある方々に対し、就労困難者の認定要件等に関する説明を随時行っている。また、認証事業者の募集にあたって、認定要件などを正確に理解するための機会を設けるほか、認証の書類の受付を行う際にも、内容を確認しながら用件に関するやりとりを行っている。

新たにソーシャルファームの事業所を立ち上げる場合には、整備・改修費や設備の導入経費などへの補助があるが、すでに事業を行っている事業所には、設備の導入経費は補助されないなど、対象経費の拡充を求められている。

こうした既存の事業所に対しても、設備導入経費などの補助を行えるよう、対象経費を広げるべきと考えるが、見解を伺う。……………Q11

A11:ソーシャルファームの創業直後の事業者に関し、自律的な経営に向け、支援を行うことは効果的。このため都は、ソーシャルファームを新たに立ち上げた事業者に対し、施設の整備や改修のほか、設備の導入に必要なとなる経費などに助成を行い、その負担軽減を図っている。

就労困難者とともに働く事業所が、コロナ過の中で持続的に安定した経営を行っていくのは厳しい現状がある。

今後、多くの事業者にソーシャルファームの設立を促していくためにも、持続的に事業を行えるような支援の充実が必要であると考え、見解を伺う。……………Q12

A12:ソーシャルファームの創設の促進に向けては、その意欲のある事業者に対して、自律的な経営の基盤をつくり上げるサポートを行うことが重要。このため都は、経済団体に対し、ソーシャルファームとの取引促進に向けた働きかけを行うとともに、その製品やサービスを幅広く紹介するなど、販路開拓の後押しをしていく。

●環境とまちづくりについて

環境基本計画の改定議論が進んでいる。ゼロエミッション実現に向けた内容を中心に、環境施策の網羅的な計画である。

知事は新年度予算案をグリーンとデジタルに重点を置いた編成とし、ゼロエミッション実現に向けた予算が大きく拡大している。なかでも、「再生可能エネルギーの基幹エネルギー化」を掲げたところに、再エネ中心にならない国のエネルギー政策を東京が牽引することを期待している。再エネの増強、基幹エネルギー化する決意をあらためて知事に伺う。……………Q13

A13:ゼロエミッション東京の実現に向けては、省エネの一層の推進とともに、再エネの利用拡大が重要であり、設備の導入と利用の両面から、さまざまな施策を推進。現在、環境審議会において、住宅供給事業者等への太陽光発電設備の設置の義務づけをはじめ、再エネ電力の利用拡大などを促す制度強化を検討。また都自らの取り組みも加速。都は、2030年までに再エネ電力利用割合を50%程度に高める目標を掲げ、エネルギーの大消費地として、今後とも、こうした取り組みを推進しながら、再エネの基幹エネルギー化を推進。

神宮外苑をはじめ、都内のあちらこちらに再開発計画があり巨大プロジェクトが進行中で、それによってゼロエミッションから遠く懸念がある。

例えば、1000㎡のビルを3000㎡のビルに建て替えると、エネルギーが半分になっても、使用エネルギーは増えてしまう。ビルの建て替えでは、ビルを高層にしたり棟数を増やしたりなど、床面積を増やすため、脱炭素の観点からも課題だ。さらに、ビルを壊し新たに建てる時に出るCO₂も膨大である。

2050年のゼロカーボン都市を展望すると、ビルの建て替えについてライフサイクルアセスメントでCO₂排出量を求めると同時に、再開発の際にはそのエリア全体でCO₂排出量が開発の前と後でどう変化するのかを捉え、ゼロに近づける必要がある。

これから建てるビルは2050年時点も使い続けており、エリア全体の将来像を見すえた対策が必要と考えるが、見解を伺う。……………Q14

A14:ゼロエミッション東京の実現に向けては、2050年の東京の姿を規定する新築建物の脱炭素化を進めていくことが重要。都は、これまで、大規模開発を行う事業者や新築建物等の建築主に対し、開発計画の早い段階から建物の断熱や省エネ性能等を高めるとともに、再生可能エネルギーの活用を促すエネルギー有効利用計画書や建築物環境計画書の提出を義務づけ、取り組みを誘導。現在、環境審議会において、これらの制度における建物の高断熱化や再エネ設備設置拡大、資源の適正利用等の強化などの検討を進めており、今後とも、こうした取り組みにより、新規開発や新築建物等におけるゼロエミッション化を促進。

生活者ネットワークは、これまでも合成洗剤をはじめ、環境ホルモンや香害、有機フッ素化合物による水質汚染、農薬など身の回りの化学物質について取り上げ、とりわけ成長期にある子どもへの影響を問題にしてきた。

化学物質は、次々に新しい物質が作り出され、低い濃度や複合的な影響による健康被害が発生しているが、症状に個人差が大きいと、放置されたまま。これに対して国の動きは鈍く、規制が始まるのはいつも被害が広がってからで被害者救済さえなかなか進まず、予防や未然防止の対策には至っていない。

都は、2002年から「化学物質の子どもガイドライン」を策定し、子どもの感受性や行動パターンに着目し予防原則を念頭に、化学物質の影響を防ぐための手法を提案してきた。しかし、例えば室内空気編に示されている物質は、国が指針値を定めている13物質のみである。子どもガイドライン策定から20年、子どもの健康を脅かす化学物質はどんどん増えており、このような対策では足りない。

「化学物質の子どもガイドライン」を見直すべきと考えるが、見解を伺う。……Q15

A15:化学物質による影響は、一般的に、発達期にある子どもの方が大人よりも大きい。そのため都は、子どもへの影響が懸念される化学物質の曝露の抑制に向けて、子どもが多く利用する施設の管理者等が自主的に取り組むべき方策を示した子どもガイドラインを作成し、化学物質の適正利用を促進。具体的には、鉛を含む塗料や室内空気中の化学物質等による影響の削減に向けた方策等を取りまとめ、パンフレットやホームページを通じて周知。こうした取り組みにより、鉛フリー塗料やシックハウス対策建材の普及が進むなど、一定の役割。今後とも、国の動向等も注視しながら、子どもを化学物質の影響から守る取り組みを着実に推進。

外環道のシールド工事による道路陥没事故は、現場や周辺はもちろん、沿線住民にも大きな衝撃を与えた。工事による振動や低周波音などによる健康被害も起こっており、住民の不安はより深刻になっている。工事による振動や低周波音を測定し、被害を調べ救済するしくみが必要である。

ところが、環境確保条例に記された騒音や振動の規制は、敷地境の数値を調べるもので、地上での工事を想定しており、外環道のように大深度地下でのシールド工事はまったく想定されていない。また、環境アセスメントの項目には低周波音があるにもかかわらず、条例にはない。地下から伝わる振動・低周波音が家の中で被害を与えている。工事技術が発達し、大規模な地下工事が実施されている現在、時代遅れの規定と言うほかない。

新たな技術に対応して、項目や測定方法を見直すべきと考えるが、見解を伺う。…Q16

A16:条例では、掘削機械等を使用する指定建設作業から発生する騒音・振動等が一定の基準を超え、周辺の生活環境を著しく損なう場合、現場指導を担う区市は施工者に対し、作業方法の改善や作業時間の変更等の勧告が可能。外環道のシールド工事においても、地元の関係自治体はこうした条例の規定を活用して、施工者に対し、地上部の実態に応じた騒音・振動測定や作業時間の配慮など、条例に基づく指導を適切に実施。なお、低周波音には環境基準が設定されていないため、公害規制等を定める環境確保条例にはなじまないが、低周波音の苦情が発生した場合、自治体は国が示した参照値を基に、その解決に取り組んでいる。